

法人市民税納付書 利用の手引

1 納付書の作成方法

- (1) 『入力シート』を選択して、必要事項（白色のセル）を入力又は選択してください。なお、[所在地]、[法人名]、[事業年度（自）（至）]及び[納付額]は必須入力項目です。
- (2) 『印刷シート』を選択して、A4サイズ用の紙に原稿サイズのまま印刷してください。なお、印刷用紙は白又は色のないものを使用してください（印刷は白黒とカラーのどちらでも構いません。）。
- (3) 領収証書、納付書及び領収済通知書の3枚が1枚の用紙に印刷されますので、内容に誤りがないか確認してください。
- (4) 点線に沿って切り取り、3枚を1組としてご使用ください。

2 使用できる場所（納める場所）

- (1) 銀行等の本店又は全国の各支店
銀行……………横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・東日本・きらぼし・静岡・群馬
信託銀行……………三菱UFJ・三井住友・みずほ
信用金庫……………川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜
信用組合……………神奈川県医師・横浜幸銀・ハナ
その他……………商工組合中央金庫・セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫
 - (2) ゆうちょ銀行・郵便局
神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ銀行・郵便局
- ※ 上記の金融機関等は変更になる場合があります。

3 納期限後に納める場合の注意点

納期限後に納めるときは、その納める税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、次の割合により計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めていただきます。

- 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 …… 年率 7.3%
- 納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間 …… 年率14.6%

※ 平成26年1月1日以後の期間における延滞金の割合は、各年の特例基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、年7.3%の割合にあつては特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%）に、年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における延滞金の割合、地方税法第327条に規定する納期限の延長の場合の延滞金で同法附則第3条の2の2の規定の適用がある場合の延滞金の計算方法等については、かわさき市税事務所法人課税課へお問い合わせください。